

瑞浪市公私連携幼保連携型認定こども園の
管理・運営に係る公私連携法人募集要項
(幼保連携型認定こども園 一色こども園)

令和8年7月

瑞浪市健康福祉部こども家庭課

1. 募集の趣旨

本市では、共働き世帯の増加や育児休業等からの職場復帰の早期化、時短勤務・テレワーク等に代表される就労形態の多様化などにより、各家庭がこども園・保育園へ求める保育のあり方（保育時間や保育内容等）が多様化・複雑化しており、特に市中心部においてはその傾向が顕著です。このような保育を取り巻く環境に対応するため、市中心部に位置する幼保連携型認定こども園一色こども園を公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携園」という。）へ移管する方針を決定しましたので、本書のとおり公私連携園の運営主体として管理・運営を行うことができる事業者を募集します。

2. 市立一色こども園の概要（令和8年4月1日現在）

園名	幼保連携型認定こども園 一色こども園
所在地	瑞浪市寺河戸町190番地の1
対象年齢	8か月児から5歳児まで
認可定員	120名（1号認定：18名、2・3号認定：102名）
利用定員	114名（1号認定：18名、2・3号認定：96名）
入園者数	93名（1号認定：18名、2・3号認定：75名）
開園時間	午前7時30分から午後7時30分まで（土曜保育は他園で合同実施）
休園日	（1号）土曜日、日曜日、祝日、夏季休業、冬季休業、春季休業 （2・3号）日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

3. 運営条件等

別紙「瑞浪市公私連携幼保連携型認定こども園の管理・運営に係る諸条件」によるものとします。

4. 応募資格等

（1）応募資格

応募書類提出時点において、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- ①私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。

- ②次に掲げる施設のいずれかを現に運営していること。
- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定により認可された保育所
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
 - ウ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項に規定する再生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。
- ④法人の代表者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は瑞浪市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年告示第1号）別表に掲げる暴力団排除に関する措置基準に該当しない者であること。
- ⑤代表者又は役員に禁錮または拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者がいないこと。
- ⑥子ども・子育て関連事業に熱意と識見を有し、本市の教育・保育行政に積極的に協力できる法人であること。

（2）不適格事項

応募者が次の事項に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ①公私連携法人の選定に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合
- ②応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ③応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④応募書類提出以降、「（1）応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- ⑤その他不正な行為があった場合

5. 事業者選定から事業開始までの主なスケジュール

事業者選定並びに事業開始までのスケジュールは次のとおりです。

内 容	実施期間等
募集要項等の公表 現地見学会の申込開始 質問の受付開始 応募書類の受付開始	令和8年7月1日（水）

内 容	実施期間等
現地見学会の申込締切	令和8年7月14日（火）午後5時
現地見学会	令和8年7月18日（土）
質問の受付締切	令和8年7月22日（水）午後5時必着
質問の回答	令和8年7月29日（水）
応募書類の提出締切	令和8年8月6日（木）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和8年8月17日（月）（時間は別途通知）
審査結果通知	令和8年9月4日（金）まで
覚書締結	令和8年10月
協定の締結及び公私連携法人の指定	令和9年3月以降
三者協議会・引継ぎ保育	令和9年4月～令和10年3月
法人による運営開始	令和10年4月1日

6. 応募の手続

(1) 募集要項等の公表・配布

①配布期間：令和8年7月1日（水）～8月6日（木）

②配布場所：本市ホームページに掲載していますので、インターネットにて『瑞浪市 公私連携 認定こども園』で検索又は以下のURLへアクセスし、様式等データをダウンロードして使用してください。

【募集要項・応募様式掲載ページURL】

<https://www.city.mizunami.lg.jp/kosodate/kosodateshien/1011477/index.html>

(2) 現地見学会（事前申込制）

①日時：令和8年7月18日（土）午前10時から（1時間程度を予定）

②集合場所：市立一色こども園（瑞浪市寺河戸町190番地の1）

③事前申込：令和8年7月14日（火）午後5時までに以下の申込フォームから、お手続きください。

【申込フォーム】<https://logoform.jp/form/qygJ/1096823>（インターネット）

申込フォームのQRコードはこちら ⇒



④注意事項

・申込フォームにて手続き完了後、申込フォームに入力したメールアドレスあ

てに申込完了メール（システムより自動返信）が届いたことを必ず確認してください。

- ・現地見学会の参加者は、1事業者につき2名以内とします。
- ・現地見学会への参加は、今回の募集に応募する必須要件ではありません。
- ・応募者多数の場合は、開催時間を調整することがあります。
- ・一色こども園までのルート及び駐車場は別添地図をご参照ください。

（3）質問の受付

①質問：質問票（様式14）を、以下のフォームにより送信してください。

フォームにて送信完了後、フォームに入力したメールアドレスあてに送信完了メール（システムより自動返信）が届いたことを必ず確認してください。（電子メールでの受付は行いません。）

【送信フォーム】 <https://logoform.jp/form/qygJ/1097688>（インターネット）

送信フォームのQRコードはこちら ⇒



②受付期間：令和8年7月1日（水）～7月22日（水）午後5時

③回答：7月29日（水）までに、本市のホームページに掲載します。

④回答に関する注意事項

- ・回答の際、質問者名は公表しません。
- ・質問事項が重複していると判断したものは、整理した上で回答します。
- ・本件の趣旨からかけ離れていると思われるものへの回答は行いません。
- ・データ容量（*1ファイルにつき10MB。全添付ファイルで50MBまで。）を超えるファイルを送信される場合は、こども家庭課（電話 0572-68-2114・メール kodomokatei@city.miznami.lg.jp）までご連絡ください。

（4）瑞浪市公私連携法人指定申請書（様式第1号）及び提出書類の提出

本事業に応募する意思のある事業者は、瑞浪市公私連携法人の指定に関する要綱（令和8年瑞浪市告示第63号）に規定する瑞浪市公私連携法人指定申請書（様式第1号）を記入の上、「提出書類一覧表」に記載する書類一式を添えて受付場所に持参又は郵送してください。郵送の場合は、特定記録郵便や書留郵便、レターパック等の配達記録が残る方法によるもののみ受け付けるものとし、提出期日必着とします。電子メール等による提出は認めません。

①受付期間 令和8年7月1日（水）～8月6日（木）午後5時必着
午前9時から午後5時まで（ただし正午～午後1時を除く）

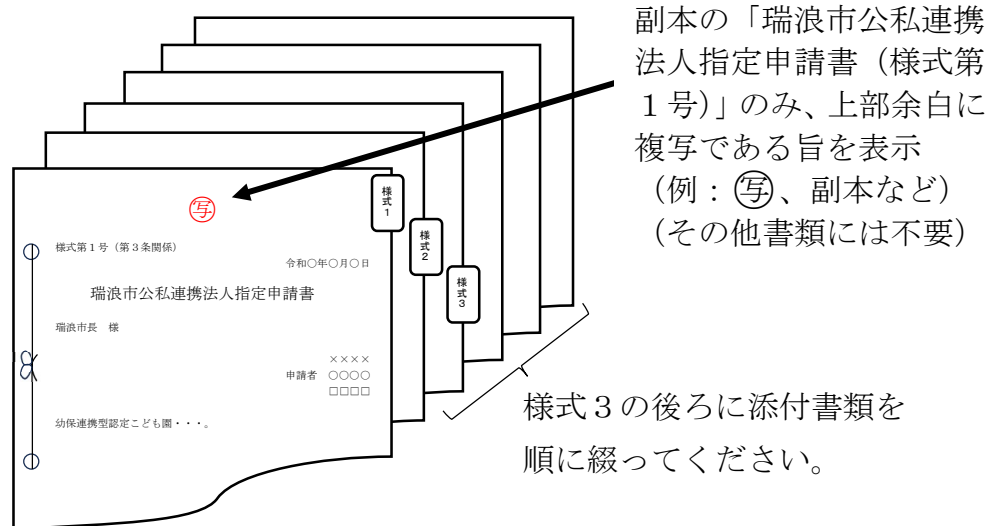
②受付場所 瑞浪市健康福祉部こども家庭課（瑞浪市保健センター内）

③提出部数 正本1部、副本10部

（副本は正本のコピーで可とし、原本証明は不要です。ただし、副本の「瑞浪市公私連携法人指定申請書（様式第1号）」のみ、上部余白に複写である旨を表示してください。（例：㊄、副本など）

④提出書類に関する注意事項

- ・図面等、A4サイズに収まらないものは、A4サイズに折りたたみ、綴り紐を用いて綴りこんでください。
- ・各様式は、本市ホームページよりダウンロードして作成してください。（3ページ『6. 応募の手続（1）募集要項等の公表・配布』参照）
- ・正本及び副本は、1部ずつ綴り紐等で綴じるとともに、資料番号をインデックスで表示してください。（下図参照）



7. 事業者の選定方法

公私連携法人候補者は、公募型プロポーザル方式により選定します。

瑞浪市公私連携法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーション審査を行い、本事業の計画に係る提案内容を選定基準に基づき総合的に評価します。なお、選定委員会は非公開で開催します。日時及び会場等については、別途通知します。

プレゼンテーションでは、応募内容の概要説明や、応募書類では伝えきれなかった内容について説明した後、選定委員からの質問に回答してください。なお、いずれかの審査項目で、重大な問題点があると評価した場合、他の審査項目の点数に関わらず、公私連携法人候補者として選定しないことがあります。

① 1事業者あたりの持ち時間・プレゼンテーションの時間

開始前の準備及び終了後の撤収を含めて、1事業者につき1時間を持ち時間とします。持ち時間のうち、プレゼンテーション及び質疑応答の時間は、1事業者につき40分程度（概ねプレゼンテーション25分、質疑応答15分以内）とします。ただし、応募事業者数によって、審査時間等を変更する場合があります。

【タイムスケジュール（イメージ）】

事業者名	時間	内容
事業者A	10分	準備
	25分	プレゼンテーション
	15分	質疑応答
	10分	撤収
事業者B	10分	準備
	25分	プレゼンテーション
	15分	質疑応答
	10分	撤収
...

②出席者

会場への入室は、1事業者あたり3名までとします。

③プレゼンテーション資料

プレゼンテーションに使用する資料は、応募書類に記載された事項のみとし、追加提案の配布は認めません。（本市が審査に必要として提出を求めた場合を除く。）

④プロジェクター等の使用について

プロジェクター・スクリーン及び電源は、本市で用意します。その他機器は事業者において用意してください。なお、使用の可否の報告は、瑞浪市公私連携法人指定申請書（様式第1号）のいずれかに丸を付してください。

⑤審査結果

公私連携法人候補者の選定後、速やかに提案審査を行った応募者に文書で通知するとともに、本市ホームページを通じて公表します。なお、審査内容や審査結果に対する問い合わせには一切応じません。

なお、本募集において応募者がいない場合、又は審査の結果により最低基準点に達する応募者がいない場合等、本募集の内容を達成できないと判断した場合は、公

私連携法人候補者の選定を行わない場合があります。

採点基準等は別添「一色こども園運営に係る公私連携法人候補者の選定方法及び採点基準」のとおりです。

8. 協定の締結及び公私連携法人の指定等

公私連携法人候補者決定後の協定の締結及び公私連携法人の指定は、次のとおり行います。

- ①公私連携法人候補者の第1位に決定された者と認定こども園法第34条第2項に規定する協定（以下単に「協定」という。）の内容及びその他の事項について協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とし、移管準備に関する事項を定めることを目的とした覚書を締結します。
- ②前号の協議が成立しない場合は、第2位の候補者と協議し、合意に至った場合は公私連携法人予定者とし、移管準備に関する事項を定めることを目的とした覚書を締結します。
- ③本市と公私連携法人予定者との間で作成した協定案を選定委員会で審議した後、協定を締結します。
- ④協定締結後、公私連携法人予定者を認定こども園法第34条第1項に規定する公私連携法人として指定するものとします。
- ⑤本市と公私連携法人予定者が協定の締結を行わない場合、又は本市が公私連携法人の指定を行わない場合であっても、公私連携法人予定者が本募集要項にしたがって支出した費用等について、本市は一切の補償の義務を負わないものとします。

9. その他

- ①本募集において使用する言語は日本語、通貨単位は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とします。
- ②現地見学会の参加、応募書類の提出その他本件に係る一切の費用は、応募者負担とします。
- ③提出された応募書類は返却しません。
- ④受付後の書類の差し替え及び追加等はできません。ただし、公私連携法人の選定にあたり確認が必要とされた場合、市職員が聞き取りや、資料の追加・補正を求める場合があります。
- ⑤提出された資料に関する情報公開は、瑞浪市情報公開条例（平成12年瑞浪市条例第1号）に基づき取り扱います。

⑥瑞浪市公私連携法人指定申請書提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式15）を下記へ持参、郵送又はメールにより提出してください。郵送の場合は、特定記録郵便や書留郵便、レターパック等の配達記録が残る方法によるもののみ受け付けるものとし、提出期日必着とします。なお、メールにより辞退届を提出する場合は、本市へメール送信した旨の電話連絡を必ず行ってください。（メール送受信漏れ防止のため）

10. 本件に関する問い合わせ先及び書類提出先

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市 健康福祉部 こども家庭課 こども園係（瑞浪市保健センター内）

（電話）0572-68-2114

（ファックス）0572-66-1278

（メールアドレス）kodomokatei@city.mizunami.lg.jp